

地方税法施行規則第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第一項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準の一部を改正する告示（案）等の概要

1 現行の概要

- 地方税法に eLTAX を通じて申告等、特定徴収金の収納及び地方税関係通知を行う旨の規定があるものについては、地方税法施行規則において、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとすることが定められている。
- これらの地方税法施行規則上の規定を受けて、それぞれ下記のとおり安全性及び信頼性を確保するために必要な基準が定められている。
 - ・ 電子申告等
「地方税法施行規則第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第一項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」(平成 31 年総務省告示第 146 号)
 - ・ 特定徴収金の収納
「地方税法施行規則第二十四条の四十二第三項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」(平成 31 年総務省告示第 149 号)
 - ・ 地方税関係通知
「地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成 31 年総務省告示第 151 号)
「地方税法施行規則第九条の二十二第一項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成 31 年総務省告示第 152 号)
「地方税法施行規則第九条の二十六第四項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成 31 年総務省告示第 153 号)

2 告示改正の概要

- 令和 8 年 9 月 24 日に eLTAX の更改が行われ、これまで機構がオンプレミスで管理していたサーバについて、機構が委託するクラウド事業者（以下「機構委託クラウド事業者」という。）が管理することに伴い、新たに

「機構委託クラウド事業者」を定義するとともに、機構委託クラウド事業者の選定等の事項については、「機構委託クラウド事業者に係る事項」として規定することとしている。加えて、機構委託クラウド事業者に課すことが必要となる事項については、新たに実施主体として機構委託クラウド事業者を追加することとする。

3 施行期日

令和8年9月24日（予定）